

## ●記者会見要旨

- 1 Google「和解案」は受け容れられない。  
Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。
- 2 絶版書籍以外の書籍を、出版社が責任を持ってオプトアウトすることを呼びかける。  
Googleはフェアユースと主張しながら、和解案リストには、市販されている書籍を大量に含んでいる。何もしなければ参加したことになり、こうした書籍がデジタル化されてしまうという一方的なもので、日本の出版文化を防衛する観点からも容認しがたい。
- 3 慶應図書館には、Googleの提携図書館として提供したリストを公開するよう求める。  
また、今後、Googleへの蔵書提供の計画はあるのか、答えてほしい。
- 4 絶版書籍などの出版物の保存と公開は公的機関が責任を持って行うべきで、Googleなどの私企業に任せるべきではない。  
日本の出版文化の保存と公開は国立国会図書館などの公的機関が著作権者、出版社などと協力してあたり、ユネスコの世界デジタル図書館などを通じて公開していくべきである。
- 5 市販中の本の権利は出版社が守る責任がある。絶版書籍、孤児作品については、著作権者と協力しながら、権利の保全と、有効な利用について、協力して行こう。  
4カ月延長になったことは、新たなスタートである。だれも、どの本もまだ和解案には参加していない。出版流通対策協議会は、Googleブック検索和解案に反対し、これに参加しないよう出版社に呼びかける。
- 6 早急に、出版社の権利の制定を要望する。  
Google「和解案」問題の日本での混乱は、著作隣接権の規定に出版社が該当していないことによるものが大きい。法的立場の脆弱性によって、現に使用中の著作権を守ることを困難にしている。

## ●背景説明

## 1 果たしてフェアユースなのか

ニューヨーク南地区連邦地裁は、Google和解案に対してクラスアクションを適用した。これは本来、海外の著作物をアメリカ国内の著作物と差別することなく、平等に扱うために行われたものである。

しかし、その結果は、惨たんたるものであった。

海外の著作物は、販売中のものが大量に無差別にGoogle和解リストにアップされることになった。そして、海外では、混乱、困惑、不信を拡げてしまった。

この内外格差はどうして表れたのか。

それは、海外著作物に、和解案を適用する能力も意志も、和解案当事者になかったためである。

根本的な原因は、無定見に海外書籍を提供した一部の図書館と巨大なスキャニングマシンと化しているグーグルにある。

しかし、一方の和解当事者である、アメリカ作家組合とアメリカ出版協会も、クラスアクションが海外の販売中の著作物に如何なる影響を与えるかという、事前の注意喚起を一切していない。

Googleが主張している「フェアユース=公正使用」の論拠は、著作権の利用が困難なもの=「絶版書籍(out of print)」と「孤児作品(orphan books)」の再利用の道をつくりだしたというところにある。

刊行中の書籍は、現に出版社が当該の著作権を利用しているからだ。だから、和解リストに刊行中のものを留めておく理由はまったくない。

## 2 絶版書籍(out of print)の確認責任は誰が持つのか

では、日本で、刊行中のものか、「絶版書籍」なのかを判断するのは、誰なのか。

該当する書籍の著作権者か、あるいは、それを発行した出版社か。

日本では、出版社であることは自明である。

だから、刊行中の書籍を除外するのは、日本では、出版社が行わなければならないのだ。品切れ(stockout)本が「絶版書籍(out of print)」ではないことに気をつけよう。

そして、Google和解サイトのリストは日々更新されている。常に確認して行こう。

和解案対象外であるべき本が、アップされる可能性は、ずっと続く。

それも、粘り強く、より分けていくしか、確実な方法はない。そして、それは、出版社が責任を持って行わなければならない。

グーグル和解案の対象物とするかどうかの「確認責任」は、日本では出版社にある。

出版社サブクラス顧問 [bookclaims@debevoise.com](mailto:bookclaims@debevoise.com) に

**該当書籍は、刊行中である**

**そのため、和解リストから削除する**

として、該当書籍リストを添付しよう。

同時に、同じ内容のものを連邦地裁に送り、確実に排除させよう。

そして、自社にリストは保存しておこう。

## 3 一部の絶版書籍の取扱いについて

営業上の理由ではなく、プライバシー、差別表現等、著者と同意の上で絶版に処した本がある。絶版書籍だから、著者に任せればいいというのではなく、当該の出版社が責任を持って処理する必要がある。

## 4 日本の膨大な「孤児作品」をどうするのか

アメリカでは、著作権者不明の書籍=孤児作品(orphan books)の著作権利用が、グーグルにだけ免責条項があるのは、独占禁止に抵触するのでは、とアメリカ司法省が調査している。

孤児作品(orphan books)の利用は、今回のGoogle和解案の大きな眼目である。

では、日本の場合は、どうするのか。

リストから除外することも、どういう参加を行うかの当事者は誰もいない。では、自動的にGoogle和解案への物言わぬ、請求権の無い参加書籍になっていいのだろうか。

それは、アメリカ以外の国のすべての孤児作品にも言えることである。

各国が何もしなければ、すべての該当書籍の使用の権利は、グーグルか、アメリカのどこかの企業に移ってしまう。

無主となった土地は、国に返される。では、著作物は、どうなるのか。人類共有の財産に最終的になるとしても、該当する国の何らかの第三者機関が必要と思われる。そしてその該当機関がたとえば、グーグルにその使用を認めればいいのである。

孤児作品を放置しておくことは、将来に必ず、禍根を残す。知的財産の無自覚な流出を止めよう。

出版界が、著作権者団体が、知恵を出し合い、緊急の提言をまとめる必要があるのではないかと。

## ●地裁宛文書

### ニューヨーク地裁連邦判事 宛

われわれ出版流通対策協議会に参加する日本の98の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するためGoogleブック検索和解案に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句とはまったく異なっている。現実には、日本の出版社の市販中の本の90%以上をリスト化し、10%以上がすでにデジタル化されている。

このような憂慮すべき事態が起きているのは、和解案がアメリカにおける伝統的な販売経路、つまり書店などで販売されていないとグーグルが判断した本は市販されていないことになり、自動的に絶版扱いとみなすという、アメリカでしか適用できない内容になっているからである。

アメリカ国内の著作権者と販売者にしか妥当性のないものは、容認できない。

アメリカ国外の書籍は、不当に差別され、アメリカ国外書籍の販売者は、営業を妨害される可能性は極めて高い。

われわれ出版流通対策協議会はGoogleからのあらゆる損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告すると共に、Google和解案に参加しないことを表明する。

連邦地裁は、けっして、本和解案を認めないよう、要請する。

## ●Google宛文書

### Google本社並びに日本法人責任者 宛

われわれ出版流通対策協議会に参加する日本の98の出版社は、日本の出版文化をGoogleから防衛するため、Googleブック検索和解案に反対する。

Googleが商業目的で本の版面を出版社や著者に無断で組織的かつ大規模にスキャンした行為は、著作権法違反の違法行為であることは明白である。したがってそのような行為に基づいた「和解案」は受け容れられない。

絶版本をデジタル化して読者に提供するという謳い文句とはまったく異なっている。現実には、日本の出版社の市販中の本の90%以上をリスト化し、10%以上がすでにデジタル化されている。

このような憂慮すべき事態が起きているのは、和解案がアメリカにおける伝統的な販売経路、つまり書店などで販売されていないとグーグルが判断した本は市販されていないことになり、自動的に絶版扱いとみなすという、アメリカでしか適用できない内容になっているからである。

アメリカ国内の著作権者と販売者にしか妥当性のないものは、容認できない。

われわれ出版流通対策協議会はGoogleからのあらゆる損害に対して、賠償請求権を放棄しないことを通告すると共に、Google和解案に参加しないことを表明する。

(なお、本日(5月18日)付で、NY連邦地裁、Google、慶應図書館に文書を投函した/事務局)